

会社オーナーの事業承継Q & A

合 併

税理士法人 山田&パートナーズ 法人・資産税第2部 木村 篤志

【問い】 私は利益の出ているA社と欠損が続いているB社の二社の株式を所有しています。両社とも事業内容が同じにもかかわらず業績に違いが生じているため相乗効果をあげるためにもA社とB社の合併を考えています。合併することについて何か問題はありませんか？

なおA社は私が一〇〇%所有し、B社は私が九〇%、私の友人が一〇%所有しています。

【答え】
一、合 併

合併とは二つ以上の会社が合体して一つの会社になることをいいます。合併には合併当事会社のうち一社が存続会社として存続し他の会社は存続会社に吸収されて消滅する、「吸収合併」と、合併当事会社のすべてが清算手続きをせずに解散して消滅し、新設会社にすべて引き継がれる「新設合併」があります。

二、合併の税務上の取り扱い

(一) 原則

税務上合併は消滅会社から存続会社への資産の譲渡とみなされます。従って資産に含み益がある場合には合併に際して課税されてしまいます。

(二) 適格合併

税務上の一定の要件を満たす場合には資産負債の移転は帳簿価額で行

われ、譲渡損益は発生しません。一定の要件は持分関係により異なり、持分関係が一〇〇%の場合、持分関係が五〇%超、一〇〇%未満の場合、及び持分関係が五〇%未満の場合の三つに区分されます。

(三) 繰越欠損金の引継ぎ

消滅会社に税務上の繰越欠損金がある場合において、存続会社と消滅会社との間に特定資本関係がある場合には、特定資本関係になった後に生じた消滅会社の繰越欠損金は原則として存続会社に引き継ぐことができます。

(四) 特定資本関係

特定資本関係とは次のいずれかの関係をいいます。

二つの法人のいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式総数の五〇%超を直接または間接に保有する関係

二つの法人が同一の者によって、それぞれ別の法人の発行済株式総数の五〇%超を直接または間接に保有される関係

三、債務超過会社を消滅会社とする合併

現行商法において明文規定はありませんが、解釈上資本充実の観点から債務超過会社を消滅会社とする合併は認められていません。欠損が続いている場合は債務超過になっている可能性がありますので事前に確認する必要があります。

があります。

四、合併比率の算定

合併比率は合併前に株主が所有している株式の価値と合併後に株主が所有している株式の価値に移転が生じないようにするために算定します。合併比率は合併をする会社の純資産価額の比を基に算定するケースが見受けられます。

五、解決策

(一) 合併比率

合併当事会社の一方の会社が他方の会社のすべての株式を購入し一〇〇%子会社にした後に合併をすれば合併比率を算定する必要がなくなります。すなわち、子会社を消滅会社とする合併の場合には親会社の株主に異動は生じないので価値移転の問題は生じません。親会社を消滅会社とする合併の場合には親会社の株主に子会社の株式を親会社の株主が所有している親会社の株式の数と同じ数だけ交付すれば株主間の価値移転は生じません。

(二) 適格合併

一〇〇%の持分関係にある会社同士が合併をする場合、消滅会社の株主に存続会社の株式を交付すれば、それだけで適格合併の要件を満たし消滅会社の資産負債は存続会社に帳簿価額で引き継がれます。